



熊本県公報

号外 第 1 1 号
平成 28 年 3 月 3 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 訓 令
○熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令…………… (県政情報文書課) 1

訓 令

熊本県訓令第 1 号

本庁各部 (公室・局) 課 (センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。
平成 2 8 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

- (熊本県福祉事務所処務規程の一部改正)
第 1 条 熊本県福祉事務所処務規程 (昭和 2 6 年熊本県訓令第 1 2 6 0 号) の一部を次のように改正する。
第 8 条第 1 項第 8 号中「第 1 9 条」の次に「 (同条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加え、同項第 9 号中「第 2 5 条」の次に「 (同条例第 3 2 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加え、同項第 1 0 号中「第 2 5 条の 7 」の次に「 (同条例第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加える。
(熊本県東京事務所処務規程の一部改正)
第 2 条 熊本県東京事務所処務規程 (昭和 2 7 年熊本県訓令第 1 6 3 8 号) の一部を次のように改正する。
第 6 条第 1 項第 8 号中「第 1 9 条」の次に「 (同条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加え、同項第 9 号中「第 2 5 条」の次に「 (同条例第 3 2 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加え、同項第 1 0 号中「第 2 5 条の 7 」の次に「 (同条例第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加える。
(熊本県保健所処務規程の一部改正)
第 3 条 熊本県保健所処務規程 (昭和 2 9 年熊本県訓令第 3 3 号の 2) の一部を次のように改正する。
第 8 条第 1 項第 9 号中「第 1 9 条」の次に「 (同条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加え、同項第 1 0 号中「第 2 5 条」の次に「 (同条例第 3 2 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加え、同項第 1 1 号中「第 2 5 条の 7 」の次に「 (同条例第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加える。
(熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部改正)
第 4 条 熊本県保健環境科学研究所処務規程 (昭和 2 9 年熊本県訓令第 1 0 0 1 号) の一部を次のように改正する。
第 6 条第 9 号中「第 1 9 条」の次に「 (同条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加え、同条第 1 0 号中「第 2 5 条」の次に「 (同条例第 3 2 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加え、同条第 1 1 号中「第 2 5 条の 7 」の次に「 (同条例第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加える。
(熊本県港管理事務所処務規程の一部改正)
第 5 条 熊本県港管理事務所処務規程 (昭和 3 0 年熊本県訓令第 6 0 5 号) の一部を次のように改正する。
第 4 条第 8 号中「第 1 9 条」の次に「 (同条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加え、同条第 9 号中「第 2 5 条」の次に「 (同条例第 3 2 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加え、同条第 1 0 号中「第 2 5 条の 7 」の次に「 (同条例第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。) 」を加える。
(熊本県こども総合療育センター処務規程の一部改正)
第 6 条 熊本県こども総合療育センター処務規程 (昭和 3 0 年熊本県訓令第 1 1 7 0 号) の一部を次のように改正する。
第 6 条第 9 号中「第 1 9 条」の次に「 (同条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する

- 場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第11号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部改正)
- 第7条 熊本県家畜保健衛生所処務規程(昭和31年熊本県訓令第433号)の一部を次のように改正する。
 第6条第1項第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県立清水が丘学園処務規程の一部改正)
- 第8条 熊本県立清水が丘学園処務規程(昭和31年熊本県訓令第1233号)の一部を次のように改正する。
 第6条第9号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第11号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県産業技術センター処務規程の一部改正)
- 第9条 熊本県産業技術センター処務規程(昭和31年熊本県訓令第1248号)の一部を次のように改正する。
 第5条第1項第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県立職業能力開発校処務規程の一部改正)
- 第10条 熊本県立職業能力開発校処務規程(昭和33年熊本県訓令甲第33号)の一部を次のように改正する。
 第6条第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県庁処務規程の一部改正)
- 第11条 熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。
 別表第2の1の表課(センター)長専決事項の欄第31号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第32号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第33号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県出納局処務規程の一部改正)
- 第12条 熊本県出納局処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第30号)の一部を次のように改正する。
 別表第1課長専決事項の欄第21号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第22号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第23号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県林業研究指導所処務規程の一部改正)
- 第13条 熊本県林業研究指導所処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第34号)の一部を次のように改正する。
 第6条第9号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第11号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県消防学校処務規程の一部改正)
- 第14条 熊本県消防学校処務規程(昭和38年熊本県訓令甲第46号)の一部を次のように改正する。
 第6条第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県大阪事務所処務規程の一部改正)
- 第15条 熊本県大阪事務所処務規程(昭和40年熊本県訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。
 第5条第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

- (熊本県八代児童相談所処務規程の一部改正)
 第16条 熊本県八代児童相談所処務規程(昭和45年熊本県訓令第4号の4)の一部を次のように改正する。
 第4条第9号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第11号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部改正)
 第17条 熊本県精神保健福祉センター処務規程(昭和47年熊本県訓令第86号)の一部を次のように改正する。
 第5条第9号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第11号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県病害虫防除所処務規程の一部改正)
 第18条 熊本県病害虫防除所処務規程(昭和47年熊本県訓令第93号)の一部を次のように改正する。
 第6条第4号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第5号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第6号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第7号中「第6号から第8号」を「第2号から第4号」に改める。
 (熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部改正)
 第19条 熊本県食肉衛生検査所処務規程(昭和48年熊本県訓令第10号)の一部を次のように改正する。
 第6条第1項第9号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第10号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第11号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県ダム管理所処務規程の一部改正)
 第20条 熊本県ダム管理所処務規程(昭和48年熊本県訓令第67号)の一部を次のように改正する。
 第6条第11号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第12号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第13号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第14号中「第8号から第10号」を「第9号から第11号」に改める。
 (熊本県自動車税事務所処務規程の一部改正)
 第21条 熊本県自動車税事務所処務規程(昭和49年熊本県訓令第17号)の一部を次のように改正する。
 第6条第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県立農業大学校処務規程の一部改正)
 第22条 熊本県立農業大学校処務規程(昭和58年熊本県訓令第9号)の一部を次のように改正する。
 第6条第1項第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県福祉総合相談所処務規程の一部改正)
 第23条 熊本県福祉総合相談所処務規程(平成元年熊本県訓令第22号)の一部を次のように改正する。
 第6条第9号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第11号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県農業研究センター処務規程の一部改正)
 第24条 熊本県農業研究センター処務規程(平成元年熊本県訓令第23号)の一部を次のように改正する。
 第6条第1項第9号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第10号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第11号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (熊本県水産研究センター処務規程の一部改正)
 第25条 熊本県水産研究センター処務規程(平成2年熊本県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第9号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第26条 熊本県立技術短期大学校処務規程(平成9年熊本県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

(熊本県立技術短期大学校処務規程の一部改正)

第27条 熊本県漁業取締事務所処務規程(平成9年熊本県訓令第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第9号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第11号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

(熊本県漁業取締事務所処務規程の一部改正)

第28条 熊本県本駅周辺整備事務所処務規程(平成10年熊本県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

(熊本県福岡事務所処務規程の一部改正)

第29条 熊本県福岡事務所処務規程(平成11年熊本県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

(熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部改正)

第30条 熊本県天草空港管理事務所処務規程(平成11年熊本県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

(熊本県防災消防航空センター処務規程の一部改正)

第31条 熊本県防災消防航空センター処務規程(平成13年熊本県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第7号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第8号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第9号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

(くまもと県民交流館処務規程の一部改正)

第32条 くまもと県民交流館処務規程(平成14年熊本県訓令第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

(熊本県環境センター処務規程の一部改正)

第33条 熊本県環境センター処務規程(平成18年熊本県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第9号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第25条の7」の次に「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

(熊本県広域本部処務規程の一部改正)

第34条 熊本県広域本部処務規程(平成25年熊本県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第14号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第15号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第16号中「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第24条第2項第10号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第11号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第12号中「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第24条第2項第10号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第11号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第12号中「(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

て準用する場合を含む。）」を加え、同項第11号中「第25条」の次に「（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第12号中「第25条の7」の次に「（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

第26条第1項第12号中「第19条」の次に「（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第13号中「第25条」の次に「（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第14号中「第25条の7」の次に「（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

第44条第1項第14号中「第19条」の次に「（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第15号中「第25条」の次に「（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第16号中「第25条の7」の次に「（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

（熊本県博物館ネットワークセンター処務規程の一部改正）

第35条 熊本県博物館ネットワークセンター処務規程（平成27年熊本県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「第19条」の次に「（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第9号中「第25条」の次に「（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第10号中「第25条の7」の次に「（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成28年3月3日から施行する。